

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成19年9月14日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 合資会社丸萬

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングパークサンエー 奥州市江刺区西大通り7番2号ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐輪場の位置及び収容台数

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 変更する年月日 平成20年5月1日

2 届出年月日 平成19年8月31日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所